

いのちのみずキリスト教会 規約

第一章 総 則

第1条 (名称および所在地)

本会の名称は、いのちのみずキリスト教会とし、事務局を兵庫県宝塚市泉町 23-20-103 オフィスカリトス泉町ヤード内に置く。

代表者については、第6条1項に定める。

第2条 (目 的)

本会は、新旧訳聖書66巻及び聖霊による直接・間接の啓示を根拠としたイエスキリストの教えを流布し、又その業を行うことを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) キリスト教会の運営
- (2) キリストの教を具現化するための活動
- (3) 広報・その他の活動

第二章 会 員

第4条 (会 員)

本会の会員は、当教会代表者より洗礼を受け、月定什一献金を納める者であって、第二項に定める要件により代表者が承認した者とする。

二 会員の種別

正教会員 当教会の礼拝に継続して出席するとともに、伝道及び公同の礼拝とそれらを維持してゆくための重荷をともに担い、旧約聖書マラキ書3章に記されるチャレンジに従い、半期以上の間継続して月定維持献金として自らの総収入の什一献金を当教会口座に振込の方法により継続して捧げつづけている洗礼を受けた者。

準教会員 (1) 当教会に於いて洗礼を受け、継続して礼拝に出席する者。
(2) 当教会に転籍の承認を受け、継続して礼拝に出席する者。
(3) 正教会員であった者のうち2カ月以上定められた方法による什一献金の無い者

客員 当教会に於いて継続して礼拝出席する者であって、他教会において洗礼を受け転会手続きを経していない者。

別帳会員 当会、会員若しくは準会員であって、召天した者、若しくは、4半期以上礼拝出席又は什一献金の無い者。

第5条 (資格の喪失)

会員は、次の各号に該当した場合、その翌日に会員たる資格を失う。

- (1) 新たに他宗教団体の会員等となったとき
- (2) 継続して他宗教団体の集會に参集していることが明らかであり、かつ当教会に4半期以上什一献金の無い者。

(3) 著しい非行により会員名簿から名前が削除されたとき

第三章 役員

第6条 (役員)

本会の役員として代表者1名を置く。

(1) 代表者は石坂光寛とする。

代表者肩書きの対外的又、内部的一般呼称は **Minister** 又は牧師とする。

(2) 代表者は会の業務の全てを総理する。

但し、代表者が必要と認めた場合、他の会員に一部業務を代行させることができる。

第7条 (任期)

代表者の任期は、永年とする。但し、代表者が事理弁識能力を欠く常態となった場合又は相当の長期間安否不明の時は、新たな者を選任する。

第四章 総会

第8条 (召集)

代表者は、必要と認めたとき随時総会を招集することができる。

第9条 (総会)

代表者は、総会に下記案件を提出し、総会はこれを審議することができる。

1, 会規約の変更

2, 教会の運営に関する重要な案件等

第10条 (総会の成立・議決)

1, 総会の議決権は正教会員のみが有する。

2, 総会は、正教会員過半数の出席をもって成立し、総会の議決は議決権を有する出席者の2/3以上の賛成をもって成立するものとする。但し代表者は議決に対する拒否権をもつ。

第五章 運営費用

第11条 (財源)

本会の事業に要する資金は、献金等をもってこれに充てる。

ただし不足の際は、代表者が教会に対する貸付の方法によりこれを負担する。

第六章 付則

第12条 代表者の牧師謝儀及び経費出張規程は、当該行政における地方公務員法第3条第3項1の職にあるものに準じて別に定める。

第13条 (会員間の連絡)

会員間の連絡は原則として口頭、Eメール、本会のウェブサイト等の Web、

電話、FAX、のいずれかで行う。

第14条 (設立日)

本会の設立日は、2004年1月1日とする。

本規約は、2004年4月1日より発効する。

2012年4月1日 礼拝施設の変更により第1条を牧師宅より以下のように改める。

第1条 (名称および所在地)

本会の名称は、いのちのみずキリスト教会とし、事務局を The Lord's Lounge 内に置く。代表については、第6条1項に定める。

2016年5月1日 礼拝施設の変更により第1条を以下のように改める。

第1条 (名称および所在地)

本会の名称は、いのちのみずキリスト教会とし、事務局を兵庫県宝塚市泉町 23-20-103 オフィスカリトス泉町ヤード内に置く。代表については、第6条1項に定める。